

〈平成24年度入所希望者用〉

相模原市立児童保育施設

〔 青根児童保育園 〕
〔 鳥屋児童保育園 〕

入所申し込みのご案内

相 模 原 市

津久井保健福祉課

〒252-5172 相模原市緑区中野613-2（津久井保健センター内）

電話 042（780）1412（直通）

保育課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042（769）8341（直通）

平成23年11月15日発行

目 次

1	児童保育施設とは……………	1
2	入所できる児童とは……………	1
3	保育の実施基準……………	1
4	児童保育施設の概要……………	2
5	保育年齢……………	2
6	保育実施期間……………	2
7	開所時間……………	2
8	休所日……………	2
9	昼食……………	2
1 0	入所の申し込み手続き……………	3
1 1	入所の承認……………	5
1 2	入所後の諸注意……………	6
1 3	保育料について……………	6
1 4	保育料の納入……………	6

1 児童保育施設とは

保護者が働いていたり、病気あるいは介護などの理由で、ご家庭で十分な保育ができない場合、保護者にかわってお子さんを保育する施設です。

2 入所できる児童とは

相模原市立児童保育施設条例に基づき、相模原市保育所における保育の実施に関する条例に規定する保育の実施基準に該当し、市長が保育の実施を必要と認めた児童、及び市長が入所させることが適当と認めた児童です。

3 保育の実施基準

相模原市保育所における保育の実施に関する条例に規定する保育の実施基準は、次のとおりです。

＝相模原市保育所における保育の実施に関する条例（抄）＝

（保育の実施基準）

第2条 保育所における保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1）昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- （2）昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （4）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （5）長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （6）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7）市長が認める前各号に類する状態にあること。

* 相模原市立児童保育施設条例施行規則第11条第1項第2号により、心身が虚弱で保育に耐えられないと認められる児童は、入所の承認が取り消されることがあります。

4 児童保育施設の概要

児童保育施設は、次の2か所です。

施設名	所在地	電話番号	定員
市立青根児童保育園	相模原市緑区青根 1, 287	042-787-2814	20名
市立鳥屋児童保育園	相模原市緑区鳥屋 1, 365	042-785-0117	50名

5 保育年齢

3歳から小学校入学前までの受け入れとなっています。

6 保育実施期間

原則として小学校に入学する年の3月末日までの範囲内で、保護者の方が希望される期間です。

また、入所時に承認された期間以降、引き続き入所を希望される場合には、その都度保育の実施基準に該当しているかどうかを確認します。

なお、入所されている全員の方を対象として、年1回、家庭状況の調査を行います。

7 開所時間

午前8時30分から午後5時までです。

8 休所日

保育所の休所日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月29日から1月3日までの期間です。

9 昼食

お弁当を持参していただくことになります。

10 入所の申し込み手続き

【平成24年4月1日入所を希望する場合】

希望する児童保育園へ面接日に申し込んでください。

受け付けの際に簡単な面接を行いますので、必ず入所希望のお子さんを連れてきてください。

施設名	面接日	受付時間
青根児童保育園	平成23年12月16日(金)	午後2時～4時
鳥屋児童保育園	平成23年12月15日(木)	午後2時～4時

予備日

場 所	面接日	受付時間
津久井保健福祉課	平成23年12月19日(月)	午前9時～12時 午後1時～5時

原則として、上記受付期間内に申し込みをした方を4月入所の選考対象とします。受付期間後に申し込みをした方については、期間内申込者の選考後に、希望した児童保育施設の空き状況を見て、空きがある場合に選考の対象とします（上記受付期間後は、津久井保健福祉課で受け付けます。受付時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分～12時、及び午後1時～5時です）。

受付後、申込書に記入した内容と状況が変わった場合は、必ず津久井保健福祉課まで連絡してください（電話でも結構です）。

【年度途中の申込方法】

平成24年度の年度途中（4月2日以降）からの入所を希望する方の申し込みについては、津久井保健福祉課で受け付けます。入所したい日の前月15日（15日が閉庁日の場合、その直前の開庁日）までに手続きをしてください。受付時間（祝日を除く）は月曜日から金曜日までの、午前8時30分から12時、及び午後1時から5時までです。受け付けの際に簡単な面接を行いますので、必ず入所希望のお子さんを連れてきてください。

受付後、申込書に記入した内容と状況が変わった場合は、必ず津久井保健福祉課まで連絡してください（電話でも結構です）。

入所は、原則として月の初日からですが、月の途中であっても、家庭の状況や児童保育施設の受入状況により入所を承認することがあります。

* 必要書類

(1) 児童保育施設入所申込書と入所申込補助票

児童1人につき1通ずつ必要です。

申込書と補助票は、この「ご案内」の中に差し込んであります。

また、津久井保健福祉課・各児童保育園・保育課にも置いてあります。

(2) 保育を必要とする理由を証明するための書類

保育を必要とする理由	必要書類
自宅外で働いている	父母それぞれの就労（内定）証明書（指定用紙） ※証明者がいない場合はお問い合わせください。 （自営の場合は主な経営者が証明してください）
自宅内で働いている	
求職活動をしたい	※就労（内定）証明書は不要です。
仕事先が内定している	就労（内定）証明書（指定用紙）
育休・産休後、従前の職場に復帰したい	育児休業等の取得期間がわかるもの（人事発令書・辞令のコピー等）
出産を控えている	母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかるページ）
病気・けがのため	診断書（保育できない状態である旨等）
障害がある	障害者手帳等のコピー
親族等の介護のため	診断書（常時介護を必要とする旨等）
学校に通っている	在学証明書及びカリキュラム等のコピー
その他の理由	津久井保健福祉課にお問い合わせください

※ 60歳未満の祖父母と同居されている場合、その祖父母がお子さんを保育することができない旨を証明する書類（就労証明書、診断書など）が必要となります。

※ 受け付けのときに上記資料がそろわない場合は、後日郵送してください。

※ 提出する書類のコピーは、申込者が事前に用意してください。

1 1 入所の承認

入所の承認にあたっては、提出された書類の内容をもとに、保育を必要とする理由等を審査し、保育の必要性の高い人から順次決定します。

入所できる場合には『児童保育施設入所承認通知書』を、定員等の関係で承認しない場合には『児童保育施設入所不承認通知書』をご自宅に郵送します。

今回提出していただく申込書は、平成25年3月末日まで有効です。

○入所までの流れ

【年度当初の場合】

- ① 申し込み
↓
面接日に、第1希望の児童保育園で申し込み手続きをしてください。
↓
(予備日は津久井保健福祉課で受け付け)
- ② 入所者の選考
↓
受け入れが可能な児童保育施設の入所について選考します。
- ③ 選考結果のお知らせ(2月中旬)
↓
<入所承認者> 『児童保育施設入所承認通知書』を郵送します。
↓
<入所不承認者> 『児童保育施設入所不承認通知書』を郵送します。
- ④ 入園説明会(3月上旬頃を予定)
↓
入所に先立って用意していただくものの説明等を児童保育園で行います。
- ⑤ 登園開始(『入所日』)

【年度途中の場合】

- ① 申し込み
↓
入所したい日の前月15日(15日が閉庁日の場合、その直前の開庁日)までに、津久井保健福祉課へ申し込んでください。
- ② 入所者の選考
↓
受け入れが可能な児童保育施設の入所について選考します。
- ③ 選考結果のお知らせ
↓
<入所承認者> 『児童保育施設入所承認通知書』を郵送します。
↓
<入所不承認者> 『児童保育施設入所不承認通知書』を郵送します。
- ④ 入園説明
↓
入所に先立って用意していただくものの説明等を児童保育園で行います。
- ⑤ 登園開始(『入所日』)

1 2 入所後の諸注意

(1) 『変更届出書』の提出について

児童保育施設に入所後、住所・氏名・電話番号・保育実施理由・保育実施希望期間・家族構成・保護者の職業等に変更が生じた場合や、母親の出産に伴って休職する場合には、『変更届出書』を提出してください。

(2) 『児童保育施設退所届』の提出について

児童保育施設を退所するときは、退所したい日の10日前までに『児童保育施設退所届』を提出してください。また、保育の実施基準に該当しなくなったときは、承認された保育実施期間内であっても退所していただく場合があります。

(3) 就労時間・日数について

原則として、就労時間が1日あたり4時間以上（昼間）、かつ、就労日数が月に16日以上です。就労時間や就労日数がこれより短い場合は、津久井保健福祉課にご相談ください。

1 3 保育料について

保育料は、児童1人につき月額15,000円です。

ただし、月途中入所・退所の場合の保育料負担は下記のとおりです。

入所の場合		退所の場合	
保育所の入所日	負担割合	保育所の退所日	負担割合
1日から10日まで	3分の3	1日から10日まで	3分の1
11日から20日まで	3分の2	11日から20日まで	3分の2
21日から末日まで	3分の1	21日から末日まで	3分の3

1 4 保育料の納入

- 保育料は、原則として口座振替により納入していただきます。なお、納入期限はその月の末日（末日が祝日、土・日曜の場合は金融機関の翌営業日）で、ご指定の口座から引き落とします。口座振替の手続用紙は入所承認時に送付しますが、津久井保健福祉課、各児童保育園、保育課にも置いてありますのでご利用ください。
- 津久井保健福祉課でも保育料の納付を受け付けています。また、津久井保健福祉課、各児童保育園で保育料未納者に対する納付督促を行います。
- 生活保護世帯等の場合には、保育料を減免する制度があります。申請する場合は、『児童保育施設保育料減免申請書』を提出してください。
- 児童保育施設の健全な運営のため、期限内納付にご協力ください。